

経営所得安定対策だより

平成22年6月18日
第8号
三重農政事務所



22年産加入申請の受付はお済みですか？

皆さん加入申請（平成22年6月30日（水）まで）はお済みでしょうか。ご自身で申請をされる方、JA等に手続きをお願いされている方も含めて、今一度、ご確認をお願いします。（詳細は裏面をご覧ください。）

なお、**戸別所得補償モデル対策**の加入申請も**平成22年6月30日（水）**までとなっております。経営所得安定対策とは別に加入申請手続きが必要になりますので、今一度、ご確認いただきますようお願いいたします。

<目次>

1. 収入減少補てん積立申出期限及び納付期限について
2. 22年産の標準的収入額等の告示について
3. 対策加入者の方々への重要なお知らせ



1. 収入減少補てん積立申出期限及び納付期限について

☆早めに手続きをお済ませください。

22年産の積立申出期限は平成22年6月30日（水）までとなっています。

また、納付期限は平成22年7月31日までとなっていますが、31日は土曜日となっていますので、平成22年8月2日（月）までに納付していただくようよろしくをお願いします。（納付額については積立額等通知書によりお知らせします。）

* 納付期限を過ぎて納付された場合は、平成22年産の収入減少補てんの交付を受けることができなくなりますのでご注意ください。

2. 22年産の標準的収入額等の告示について

収入減少影響緩和対策（収入減少補てん）の算定基礎となる単位面積当たりの標準的収入額等が5月6日に告示されました。

収入減少補てんの額や、補てんを受けるために拠出する積立額は、農林水産大臣が毎年告示するこの内容に基づいて計算されます。

なお、告示内容は、東海農政局の受付・相談窓口において縦覧しています。また、以下の農林水産省のホームページでもご覧になれます。

http://www.maff.go.jp/j/ninaite/n_antei/law/index.html

3. 対策加入者の方々への重要なお知らせ

平成22年産の加入申請について

受付期間は、

平成22年6月30日（水）までです。まもなく受付を終了します。

加入申請書（様式1号）に必要事項を記入し、必要書類を添えて受付窓口へ提出してください。地域によっては、農協等で出張受付を開催します。

戸別所得補償モデル対策の加入申請とは別に加入申請することが必要となりますのでご注意ください。

平成21年産収入減少補てんの交付について

- 平成21年産の収入減少補てんの支払いは、交付申請に基づき該当する皆様に**7月初め頃**には収入減少額の9割について、1/4を積立金より返金し、3/4を国から交付します。
- 交付金額の詳細については、皆様にお届けします交付決定通知書をご覧ください。

麦・大豆から米粉用米・飼料用米等に作付転換する場合について

麦・大豆から米粉用米、飼料用米及びWCS用稲へ作付転換し、水田利活用自給力向上事業の8万円/10aの助成を受ける場合には、二重の補てんとならないよう、**作付転換分の固定払（緑ゲタ）を辞退**していただくことがあります。

詳しくは、東海農政局のHPをご覧くださいか、東海農政局までご相談ください。

東海農政局

検索



【農政事務所または、お近くの地域課へお問い合わせください】

東海農政局三重農政事務所農政推進課 津市広明町415-1	TEL 059-228-3151 中勢地域、伊賀地域
東海農政局三重農政事務所地域第一課 四日市市鶉の森1-10-2	TEL 059-353-4671 北勢地域
東海農政局三重農政事務所地域第二課 松阪市鎌田町字南沖279-1	TEL 0598-52-1511 南勢地域